

豊橋市立特別支援学校整備概要



平成 25 年 1 月 30 日

豊橋市教育委員会

目 次

1	これまでの経緯	1
	＜愛知県立豊川養護学校＞	
2	規模及び通学区域の設定	3
3	教育内容	4
	3.1 知的障害のある児童生徒の実態	
	3.2 教育方針	
	3.3 教育課程	
	3.4 知的障害特別支援学校における特徴的な教育内容	
4	特色ある教育活動の推進（案）	6
	4.1 小・中学校等との連携及び交流の実施	
	4.2 センターの機能としての特別支援学校の活用	
	4.3 関係機関と連携した就学相談、就学指導及び就労支援の実施	
	4.4 地域とともに活動できる教育活動の推進	
	4.5 発達段階に応じたキャリア教育の推進	
	4.6 社会参加及び社会的自立に向けた教育活動の推進	
5	設置場所	10
	5.1 選定理由	
	5.2 設置場所の分析	
	5.3 敷地の概況	
6	施設の整備計画	12
	6.1 施設づくりのコンセプト	
	6.2 空間構成の考え方	
	6.3 設計方針	
	6.4 配置計画	
	6.5 構造等	
	6.6 必要機能及び面積	
	6.7 平面計画及びゾーニング	
	6.8 セミパブリック空間等の利用イメージ	
	6.9 職業訓練室のイメージ	
	6.10 外構及び周辺整備計画	
7	整備スケジュール	23
8	事業費（概算）	23

1. これまでの経緯

愛知県東三河地域には、知的障害に対応する特別支援学校が愛知県立豊川養護学校の1校のみであり、児童生徒数は年々増加してきている。普通教室が不足し、これまで校舎の増築や特別教室等の転用によって対応してきたが、既設の施設設備では、学習環境を改善することが極めて困難な状況となっている。平成24年度以降も、児童生徒数の減少傾向はみられない。

このような状況の中で、豊橋市は近隣市と連携しながら、愛知県教育委員会に対して新設の特別支援学校の設立を働きかけてきたが、分離新設等を含めた対応については、平成30年度以降の検討課題であるとの回答を得ている。また、市民からは、愛知県立豊川養護学校の過大規模解消に対して、3万人を超える署名とともに、豊橋市立の知的障害を対象とする特別支援学校設立の要望があがっている。

そこで、豊橋市としては、愛知県立豊川養護学校の過大規模解消を図るとともに、豊橋市立特別支援学校と愛知県立豊川養護学校の2校が一体となり、愛知県東三河地域の知的障害のある児童生徒に対応することが、この地域の特別支援教育の教育環境の向上に貢献するという考えのもと、新たな特別支援学校の整備を推進することとした。

<愛知県立豊川養護学校>

●児童生徒数の推移（各年度 5.1 現在）

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
小学部	133 人	133 人	136 人	137 人	146 人	145 人
中学部	94 人	112 人	113 人	120 人	107 人	114 人
高等部	195 人	210 人	211 人	210 人	245 人	253 人
合計	422 人	455 人	460 人	467 人	498 人	512 人

●平成 24 年度の現状 (H24. 5. 1 現在)

	豊橋市	田原市	小 計	豊川市	蒲郡市	新城市	岡崎市	北設楽郡	その他	小 計	合 計
小学部	65 人	5 人	70 人	53 人	12 人	9 人	0 人	0 人	1 人	75 人	145 人
(内、重複障害)	(15 人)	(2 人)	(17 人)	(9 人)	(1 人)	(2 人)	(0 人)	(0 人)	(0 人)	(12 人)	(29 人)
学級数	—	—	※17 学級	—	—	—	—	—	—	※17 学級	31 学級
中学部	51 人	3 人	54 人	44 人	11 人	5 人	0 人	0 人	0 人	60 人	114 人
(内、重複障害)	(7 人)	(1 人)	(8 人)	(1 人)	(0 人)	(0 人)	(0 人)	(0 人)	(0 人)	(1 人)	(9 人)
学級数	—	—	※11 学級	—	—	—	—	—	—	※12 学級	22 学級
高等部	149 人	16 人	165 人	61 人	11 人	13 人	1 人	2 人	0 人	88 人	253 人
(内、重複障害)	(6 人)	(0 人)	(6 人)	(0 人)	(1 人)	(0 人)	(0 人)	(0 人)	(0 人)	(1 人)	(7 人)
学級数	—	—	※23 学級	—	—	—	—	—	—	※13 学級	33 学級
合計	265 人	24 人	289 人	158 人	34 人	27 人	1 人	2 人	1 人	223 人	512 人
(内、重複障害)	(28 人)	(3 人)	(31 人)	(10 人)	(2 人)	(2 人)	(0 人)	(0 人)	(0 人)	(14 人)	(45 人)
学級数	—	—	※51 学級	—	—	—	—	—	—	※42 学級	86 学級

◎学級編成基準は、小学部と中学部は1学級6人。高等部は1学級8人程度。重複障害は小中高とも1学級3人。

◎「※印」は想定学級数。

●学級数・在籍数の今後の見込み(愛知県教育委員会資料:H24.5.1 基点)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
学級数	8 8 学級	8 6 学級	8 9 学級	8 6 学級	8 6 学級	8 7 学級
在籍数	5 2 3 人	5 0 1 人	5 1 6 人	5 0 5 人	5 0 6 人	5 0 7 人

2. 規模及び通学区域の設定

愛知県は、新設する養護学校の規模に関して、平成16年度に「養護学校課題研究調査委員会」を設置し、「知的障害養護学校の今後の方策について（報告）」の中で、知的障害養護学校の想定規模については、300人を超えない範囲が望ましいとしている。

また、愛知県教育委員会によると、愛知県立豊川養護学校の望ましい規模は、55学級、300人程度である。さらに、平成27年度における愛知県立豊川養護学校の在籍児童生徒数は、516人、学級数は89学級と予測している。

そこで、豊橋市立特別支援学校の規模は、愛知県立豊川養護学校との2校で、東三河地域の児童生徒を受け入れることができることを基本とし、特別支援学級からの入学希望者の動向も踏まえて、児童生徒数は257人程度、設置学部は小学部・中学部・高等部（普通科）とする。

		人 数	学級数
小学部		90人程度	19学級程度
中学部		70人程度	14学級程度
高等部		97人程度	14学級程度
	職業コース（仮称）	[27人]	[3学級]
合計		257人程度	47学級程度

※[]は内数

通学区域としては、豊橋市立特別支援学校の小学部、中学部は、豊橋市及び田原市の児童生徒が通学し、高等部については、本校中学部を卒業した生徒が通学することを原則とする。また、高等部に職業訓練など就労を目的とした教育に重点をおいた職業コース（仮称）を1学年1学級設定し、豊橋市及び田原市の特別支援学級等からの進学にも対応することとする。

『通学区域について』

【平成24年度の通学区域】

学校名	通学区域
愛知県立豊川養護学校	豊橋市、田原市、豊川市、蒲郡市、新城市、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）



【特別支援学校新設後の通学区域】

学校名	通学区域(原則)
豊橋市立特別支援学校（新設）	●小・中学部は、豊橋市、田原市在住児童生徒が本校に通学し、その他の地域は愛知県立豊川養護学校に通学する。
愛知県立豊川養護学校	●高等部は、本校の中学部を卒業した生徒及び職業コース（仮称）の生徒が通学し、地域内のその他の生徒は愛知県立豊川養護学校に通学する。

3. 教育内容

3.1. 知的障害のある児童生徒の実態

知的障害とは、記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがみられる状態をいい、知的障害対応の特別支援学校では児童生徒一人ひとりの言葉の発達、運動面・知識面の発達、社会性などを踏まえて、個に応じた指導や少人数集団での指導を行う必要がある。

学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活に応用されにくいことや、成功経験が不足する傾向があるため、主体的に活動に取り組む意欲を十分に育てていく必要がある。

また、自閉症の児童生徒への対応も重要である。自閉症は、「他人との関係が希薄で社会的な関係を作ることが苦手」、「言葉を適切に使用してコミュニケーションをとることが困難」、「行動や興味が限定され反復的で常同的である」、「特定の物や人などにこだわる傾向がある」、「いろいろな場面での想像力を駆使した遊びや活動が苦手」などの特徴がある。

愛知県立豊川養護学校の児童生徒の中にも、自閉症の児童生徒が多く在籍しているため、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな特別支援教育活動の推進が必要である。

3.2. 教育方針

障害の状態及び能力・適性等に応じた教育を一層充実させ、積極的に社会参加・自立する人間の育成をめざす。
--

3.3. 教育課程

① 小学部

小学部では、健康な体づくり、日常生活に必要となる基本的な生活習慣、さらに社会生活に必要な言語の理解や表現などの指導が中心となる。
--

- | |
|--|
| ・各教科（生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育）、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動 |
|--|

② 中学部

中学部では、社会生活を送る上で必要な言語の理解や表現、対人関係や集団参加、さらに職業生活への準備として作業学習が計画され、働く喜びや、働く態度を身に付ける指導が中心となる。
--

- | |
|---|
| ・各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語（英語））、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動 |
|---|

③ 高等部

高等部では、家庭生活や職業生活に必要な知識と技能を身に付けるとともに、勤労を重んじる態度を養う指導が中心となる。

- ・普通教育に関する各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語（英語）、情報）、専門教育に関する各教科（家政、農業、工業、流通・サービス若しくは福祉）、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

3. 4. 知的障害特別支援学校における特徴的な教育内容

① 日常生活の指導

児童生徒が、学校において同じように繰り返す日常生活の活動には、登校、朝の準備、係の仕事、朝の会、食事（給食）、掃除、帰りの準備、帰りの会、下校などがある。これらの活動に直接かかわる事柄が「日常生活の指導」の主要な内容となる。

② 生活単元学習

「生活単元学習」では、生活上の課題処理や問題解決のための一連の目的活動を組織的に経験させることによって、例えば行事やトピックなどを考えて単元構成し、自立した生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習させていく。

③ 遊びの指導

「遊びの指導」は、砂、水、粘土、段ボール、積み木、ボール等で設定した場や遊具で、一定の課題に沿って取り組む遊びや自由遊びなど、遊びを学習活動の中心にすえて、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促すなど、意欲的な態度を育てていく。

④ 作業学習

「作業学習」では、作業を学習活動の中心にすえ、児童生徒の働く力や生活する力を高めるため、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、窯業など、実態に応じて作業内容を選定し、学習させていく。

⑤ 自立活動

「自立活動」は、児童生徒が自立をめざし、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服することを目標とした活動で、学校の教育活動全体を通じて、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の6項目から個別に指導目標や指導事項を設定し、活動させていく。

4. 特色ある教育活動の推進（案）

東三河地域全体の特別支援教育の推進に向け、愛知県立豊川養護学校をはじめとした関係機関・団体と連携し、以下の教育活動を展開していくものとする。

4.1. 小・中学校等との連携及び交流の実施

① 豊橋市立野依小学校及び南稜中学校等との交流活動

野依小学校及び南稜中学校をはじめとする市内の小・中学校等における運動会、学習発表会、文化祭、合唱コンクールなどの学校行事に、本校の児童生徒が参加できる場を設定するとともに、本校における学校行事にも他校の児童生徒が参加できる場を設定し、交流を図る。

② 豊橋市立野依小学校及び南稜中学校等との共同学習

野依小学校及び南稜中学校をはじめとする市内の小・中学校等と本校による合同授業や相互交流を実施する。合同授業では、図工（美術）や音楽など、両校の児童生徒においてかかわりやすい教科を採用する。

③ 居住地の小・中学校との交流

本校の小学部・中学部の児童生徒が、自分の居住地の小・中学校へ出向き、通常学級や特別支援学級の児童生徒と一緒に授業を受けるなどの交流を図る。

④ 豊橋市立小中学校特別支援教育研究部との連携

小中学校特別支援教育研究部に本校の教員が参加し、個別の支援が必要な児童生徒（小・中学校）の特性などについての共通理解を図る。また、同研究部が主催する「伸びゆく子どもの作品展」、「クリスマス会」などの各種活動に、本校の児童生徒も参加する。

⑤ 愛知県立の各高等学校との連携及び交流

豊橋工業高等学校、豊橋商業高等学校、渥美農業高等学校等においては、それぞれの学校が持つ専門性に着目し、本校の高等部の作業学習を共同で実施するほか、授業支援を受けるなど、そのあり方を検討する。

作業学習（例）

- ・「いす、プリンター、立体パズルの作製（木工）」
- ・「皿や干支の置物の作製（陶芸）」
- ・「パルプや紙による製品の作製（紙工芸）」
- ・「袋、ざぶとん、クッションの作製（縫製）」
- ・「ストラップやフェルト細工の作製（工芸）」
- ・「花、野菜、果実の栽培や販売（園芸・農作業）」
- ・「企業との連携による各種部品の検品や梱包、あるいは商品配置や販売（生産、流通・サービス）」 など

⑥ 豊橋市立豊橋高等学校との連携

中学校の特別支援学級から豊橋高等学校への進学を希望する生徒に対し、本校にて学習面や生活面の特性を見極め、よりきめ細やかな進路相談を実施するほか、入学後においても本校と豊橋高等学校が連携し、生活支援を実施する。

⑦ 豊橋市立家政高等専修学校との連携及び交流

本校の高等部の生徒が、家政高等専修学校の特別教室において、より専門性の高い調理実習や和裁・洋裁実習等の共同学習を実施する。

4.2. センターの機能としての特別支援学校の活用

① 特別支援教育の研修

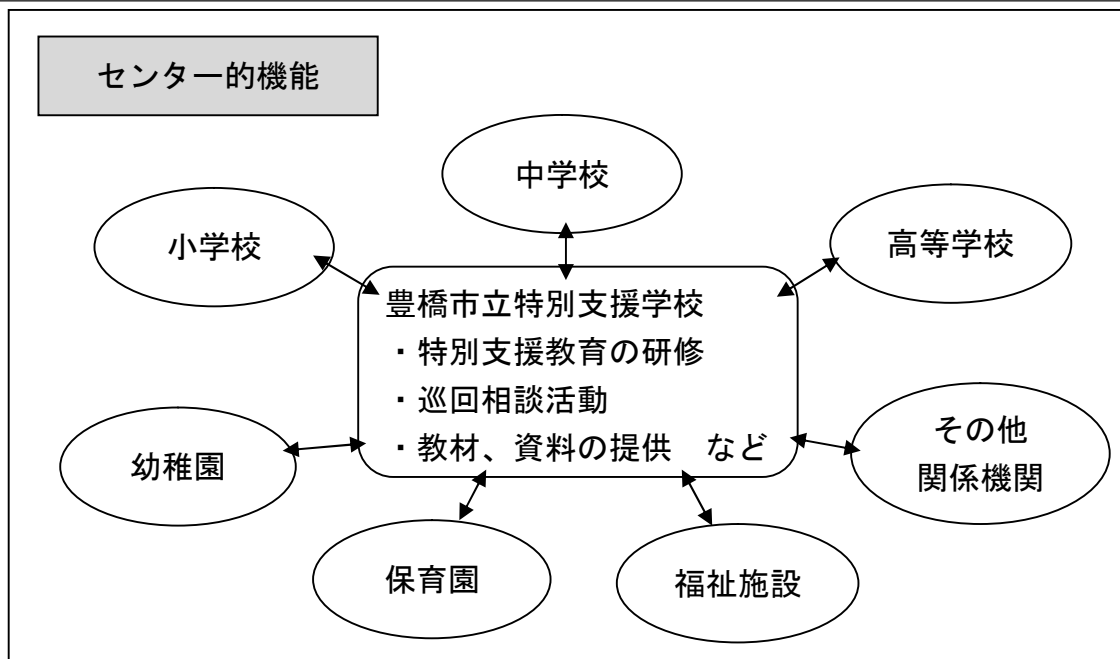
幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校の教員等を対象に、本校の教員による知的障害の事例を用いた、より具体的な特別支援教育の研修を実施する。

② 巡回相談活動

小・中学校等の要請などに対して本校の教員が行う巡回相談活動において、児童生徒の観察等を合同で実施するなど、きめ細やかな支援・相談を実施する。

③ 教材の研究、関連資料の集積及び提供

本校では、特別支援教育に必要な教材の研究、関連資料の集積を行い、小・中学校等に対する授業支援として提供する。また、「授業・学習支援センター（豊橋市教育会館内）」との連携も図る。



4.3. 関係機関と連携した就学相談、就学指導及び就労支援の実施

① 就学相談・就学指導

障害のある児童の就学に向け、本校と「こども発達センター」、「豊橋市教育会館にじの子相談室」、「東三河児童・障害者相談センター」、「各県立特別支援学校」などの関係機関が連携し、その子にとって「最適な学習環境の確保」という視点で、就学相談・就学指導を実施する。

② 就労支援

障害のある生徒の就労に向け、本校と「豊橋障害者就業・生活支援センター（岩崎学園内）」、「豊橋公共職業安定所」、「チャレンジドセンター（あいトピア内）」、「愛知障害者職業センター豊橋支所」、「各県立特別支援学校」などの関係機関が連携し、その子にとって「最適な就労先の確保」という視点で、就労支援を実施する。

4.4. 地域とともに活動できる教育活動の推進

① 地域の教育力を活用した授業

園芸・農作業などの授業において、地域の農作業従事者による指導・支援を受けるとともに、流通・サービスなどの授業においては、地域の商業施設との連携を図るなど、地域とともに活動できる仕組みを構築する。

② 地域との相互交流

地域に対して授業を公開するほか、敷地内のポケットパークや校舎内のランチルーム、屋内運動場などの施設開放も行う。また、運動会・体育大会や学習発表会などの学校行事には地域の方々を招くとともに、野依校区市民館での各種行事や各町内の地域行事などに本校の児童生徒が参加できる場を設定し、地域との相互交流を図る。さらに、本校を災害時の要援護者の受入施設としても活用する。

4.5. 発達段階に応じたキャリア教育の推進

① 小学部・中学部・高等部におけるキャリア教育

小学部では、「あいさつ」や「友達とのかかわり」などのキャリア教育に関する学習を実施し、中学部における教育活動につなげていく。

中学部では、「将来の夢」や「友達との役割分担」などのキャリア教育に関する学習を実施し、高等部における職場体験学習につなげていく。

さらに、高等部では、各種企業、豊橋商工会議所、豊橋農業協同組合などと連携した職場体験学習を実施し、将来の就労につなげていく。

② 地域との連携によるキャリア教育

地域における自治会・老人クラブ等の各種団体との連携を深めながら取り組めるキャリア教育や、近隣の公共施設などの運営に携わる取組みについても検討する。

4.6. 社会参加及び社会的自立に向けた教育活動の推進

① 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」を活用した教育活動

「個別の指導計画」については、児童生徒一人ひとりの能力の伸長に向け、教員の共通理解のもと有効活用を図る。また、「個別の教育支援計画」については、幼稚園・保育園、小学校・小学部、中学校・中学部、高等学校・高等部におけるつながりのある円滑な支援に向け、豊橋市小中高連携教育推進協議会の特別支援教育分科会にて調査・研究等を行い、連携を強化した教育活動を推進する。

② 「豊橋市特別支援教育連携協議会（仮称）」の設置

障害のある児童生徒、あるいは特別な教育支援が必要な児童生徒に対し、社会参加及び社会的自立に向けた教育活動を一層推進するため、教育、福祉、医療などの関係機関で組織する「豊橋市特別支援教育連携協議会（仮称）」を設置する。

5. 設置場所

5.1. 選定理由

幹線道路からのアクセスや、東三河で2施設となる愛知県立豊川養護学校との位置関係のほか、早期開校をめざす必要から、市有地である旧野依小学校跡地とする。

5.2. 設置場所の分析

豊橋駅から南に約 6.5km、一般国道 23 号豊橋バイパス野依 IC の北側約 0.5km に位置しており、付近には野依小学校や大規模商業施設が立地する。

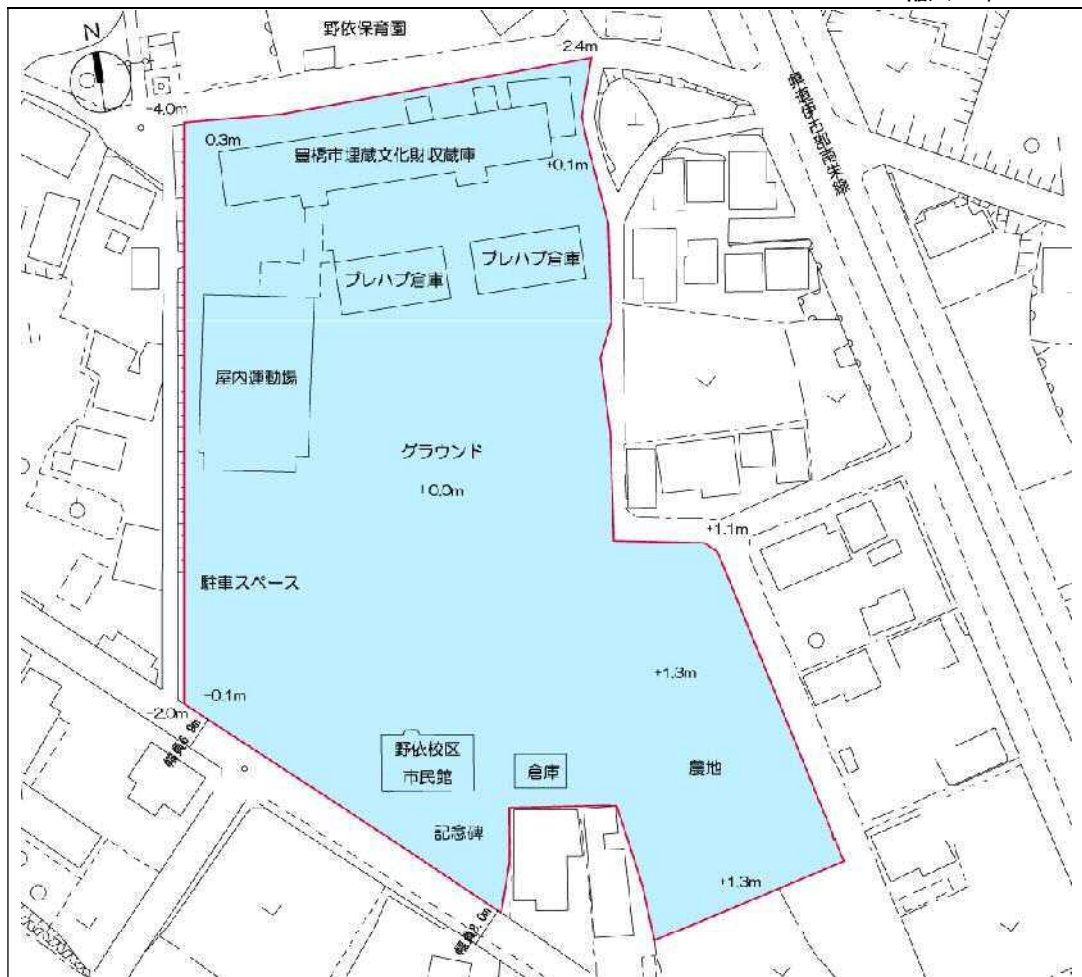
豊橋鉄道渥美線植田駅からは約 2km 離れており、通学の主な交通手段は、スクールバスまたは自家用車などが考えられる。

敷地南側の道路は幅員が約 7m以上あり、県道にも接続しているため、スクールバスの運行経路となる。また、敷地の北・東・西側の道路は現状幅員が狭いため拡幅等も検討していかなければならないが、特に北・西側は敷地との高低差が大きいため、法面の対策が必要となる。



5.3. 敷地の概況

縮尺 1/1500



敷地位置	豊橋市野依町字上ノ山地内 旧野依小学校跡地	
敷地面積	14,268.82 m ²	
敷地現況	北側	埋蔵文化財収蔵庫（旧野依小学校校舎）、プレハブ倉庫
	南側	野依校区市民館、旧野依小学校グラウンド
	東側	東側の一部敷地は、約1m地盤が高い。現況は畑。
	西側	旧野依小学校体育館、野依校区市民館駐車場

6. 施設の整備計画

6.1. 施設づくりのコンセプト

知的障害対応の特別支援学校の整備にあたって、積極的な社会参加や、自立する人間の育成をめざすため、児童生徒一人ひとりの発達段階に応じた多様な教育活動や学習集団での指導が行いやすい学校環境整備を行う。

『地域社会とのコミュニケーションを促す特別支援学校』

社会におけるノーマライゼーションに対する意識の高まりを受け、特別支援学校としても、地域や社会とのかかわりを積極的に持ち、相互理解を深めることが重要になってきている。

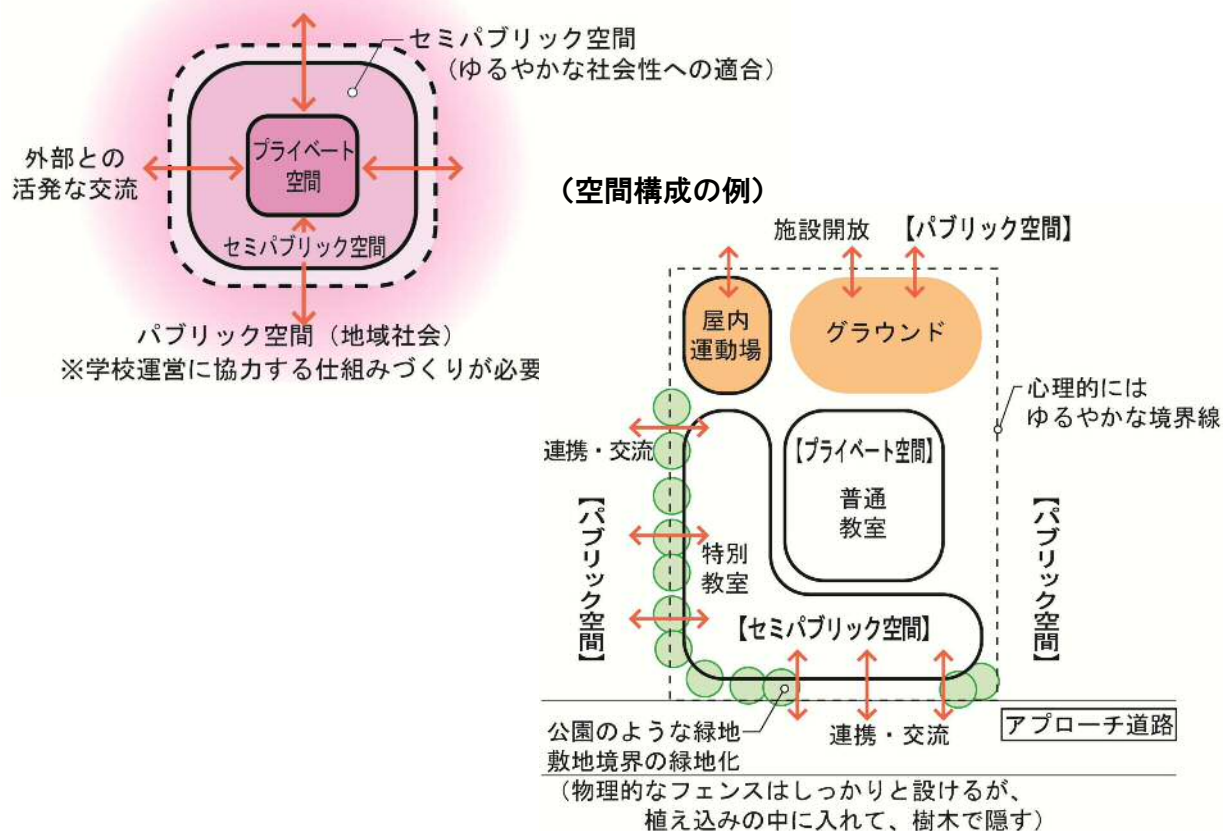
特別支援学校として機能的に必要な「プライベートな教育環境」を充実した上で、ランチルームや職業訓練、作業学習などのスペースを、学校内において地域社会との接点となる「セミパブリックな空間」として利用しやすいような配置計画・領域づくりを行う。

また、敷地外周についても周辺環境となじむような修景整備を行い、グラウンドや屋内運動場などの学校施設の一部開放を可能とするなど、地域社会との共生をより推進する豊橋市モデルの特別支援学校「地域社会とのコミュニケーションを促す特別支援学校」をめざす。

6.2. 空間構成の考え方

- プライベート空間を中心に、周りにセミパブリック空間を配置し、外周のパブリック空間（地域社会）へと徐々に開く構成とする。
- 学校内に「地域社会とのコミュニケーションの場（セミパブリック空間）」を設ける。
- 地域社会にある教育資源の活用や、セミパブリック空間での活動を通し、実社会とのかかわりを重視した自立支援教育を展開する。
- ノーマライゼーションの観点からの相互理解を促す。

空間構成概念図



プライベート空間

＝教室を中心とした安全安心な学びの教育環境

- ・児童生徒のみが利用する領域。

セミパブリック空間

施設開放＝学校を地域のコミュニティの場と位置づけ、学校施設の一部を開放

- ・屋内運動場、グラウンドのほか、ランチルームなど。

連携・交流＝校内教育活動と地域社会との接点として、児童生徒の自立を育む環境

- ・職業訓練、作業学習などの教育活動において、地域社会とかかわり合う領域。
- ・教育活動に伴うサービスを利用し、相互のコミュニケーションを促す領域。

パブリック空間

＝ポケットパークや散策路など敷地境界周辺を修景整備した、近隣住民の憩いのスペース

- ・児童生徒と地域社会との協働による花壇整備や周辺の美化活動を行う領域。

6.3. 設計方針

① 特別支援教育を推進するための教育環境づくり

学校施設を地域開放するほか、教育活動において地域の小・中学校、高等学校(特に専門学科で構成された学校)、各種企業や福祉施設などと連携を図り、地域社会との交流を促す空間整備を行う。また、特別支援教育における児童生徒の学習活動を地域社会に発信し、障害のある児童生徒への理解を深める環境整備を行う。さらに、特別支援教育に関する巡回相談、教員研修、教材提供など、特別支援教育のセンター的機能を有する施設整備を行う。



学校活動の中心となる中庭

② 知的障害児の自立と主体的な活動を支援する施設環境づくり

児童生徒の興味や障害の特性など、特別支援教育の多様なニーズに対応し、さまざまな学習形態や集団活動が可能となる多目的な空間の設定や、可変性の高い空間整備を行う。また、児童生徒が自由に活動できる環境整備や、職業人としての人材育成を図る職業実習プログラムに多様に対応できる環境整備を行う。

③ 安全でゆとりと潤いのある学習・生活環境づくり

児童生徒の出会いの場を大切にし、学校活動においてさまざまなコミュニケーションを促すゆとりのある空間整備を行う。季節や気候の移ろいを感じられ、児童生徒の豊かな情操を育む環境整備や、バリアフリー、防災、防犯への配慮のほか、体温調整が困難な児童生徒に対する空調の導入など、安全安心な施設整備を行う。



施設開放されるランチルーム

④ 環境に優しい施設づくり

高効率な設備機器の導入やエネルギー使用の効果的な制御とともに、太陽光発電や雨水利用などの自然エネルギーの積極的な活用により、自然環境にも配慮した施設整備を行う。また、ぬくもりがあり、落ち着ける空間として内装材には三河産材を活用するほか、校庭の芝生化や校舎の屋上緑化を行うなど、周辺的环境に配慮した施設整備を行う。

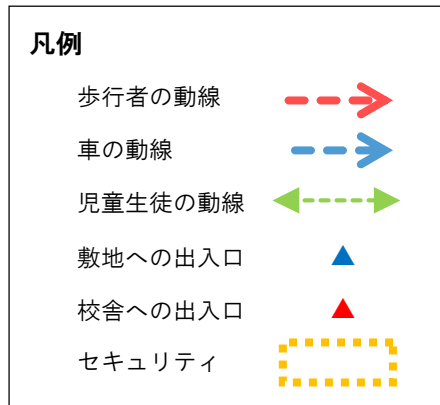
6.4. 配置計画

○施設の利用動線

- ・児童生徒の校舎への昇降口は、スクールバス乗降所からピロティを抜けた中庭に面して配置する。小学部(重複障害学級を除く)は中庭から直接各教室に、中学部、高等部はそれぞれの昇降口から校舎内に入る。

○校内のセキュリティ対策

- ・部外者の侵入や児童生徒の校外への無断外出を防止するため、敷地境界にはフェンスを設け、校内への出入口の門扉は常に施錠を行うとともに、カメラ付インターホン及び電気錠により出入りの管理を行う。
- ・校舎内へのアプローチの中心となる中庭への侵入と、児童生徒の外出を管理するため、中庭への通路には門扉等を設置するとともに、事務室等の管理諸室を正面のピロティ側に配置し、監視を行う。
- ・正門、正面ピロティ、昇降口には防犯カメラを設置し、部外者の侵入を抑止する。



■正門

歩行者用、車両用の正門をそれぞれ設置し、歩車分離による安全なアプローチを確保する。
車両用正門は、スクールバスの安全な入・出車のため、十分な開口幅を確保する。

■ポケットパーク

学校活動において、児童生徒と地域社会とのかかわりを促す場としてポケットパークを設置し、多目的作業室等のセミパブリック空間へと導くものとする。
地域開放スペースとして、ベンチや花壇を設置するとともに、安全なアプローチのための歩行者通路を一体的に整備し、近隣住民への憩いの場としても提供する。



■グラウンド

150mトラックが配置できる広さを確保し、運動会などの屋外活動に対応する。

■農業・園芸実習室、用務員作業場

農業、園芸に関する作業学習室を、校外農場での作業の利便を考慮した位置に配置する。

■校舎棟

中庭を中心とした、回廊型の建物配置とする。

■中庭

施設の中心に配置し、校舎へのアプローチのほか、児童生徒のさまざまな活動の中心となるスペース。校舎内に光が明るく入り込み、風が十分に抜ける開放的な空間とする。

■スクールバス乗降場(車寄せスペース)

スクールバスの乗降スペースとして、登下校時に大型バス6台が待機できるスペースを確保する。乗降場から校舎昇降口までの通路は、バリアフリーに配慮するほか屋根を設け、天候にかかわらず安全な日常動線とする。

■駐車場

敷地南西側に、来校者及び教職員用の駐車場(約60台)を設ける。また、スクールバスが安全に転回できる車路を確保する。

縮尺 = 1/800

6.5. 構造等

構造は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、階数は地上3階

6.6. 必要機能及び面積

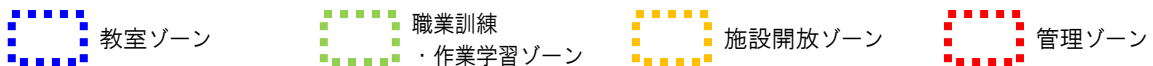
機能・ゾーン	諸室等	面積 (㎡)
(1) 学習関係諸室		3,500
普通教室・多目的スペース	普通教室(小[19]・中[14]・高等部[14])、多目的スペース[9]、プレイルーム[1] 等	2,100
特別教室	音楽室[3]、美術室[1]、調理室[2]、コンピュータ室[1]、図書室[1]、自立活動室[1]、個別指導室[2] 等	800
作業学習関係諸室	木工室[1]、窯業室[1]、多目的作業室[1] 等	300
職業訓練関係諸室	職業訓練室[2] 等	300
(2) 管理関係諸室	校長室[1]、事務室[1]、職員室[1]、会議室[1]、保健室[1]、指導・相談室[9] 等	1,300
(3) 屋内運動場	アリーナ、ステージ、器具庫 等	700
(4) プール	管理室 等	200
(5) 生活交流空間	ランチルーム、ラウンジ 等	900
(6) その他共通空間	玄関、昇降口、廊下、階段、エレベーター、倉庫、機械室 等	3,700
延床面積		10,300
(7) 屋外施設	グラウンド、遊具広場、芝生広場、農業・園芸実習室、器具庫、屋外便所 等	
(8) 駐車場・駐輪場等	スクールバス乗降場、駐車場、駐輪場 等	

※[]内数字は整備室数を示す。

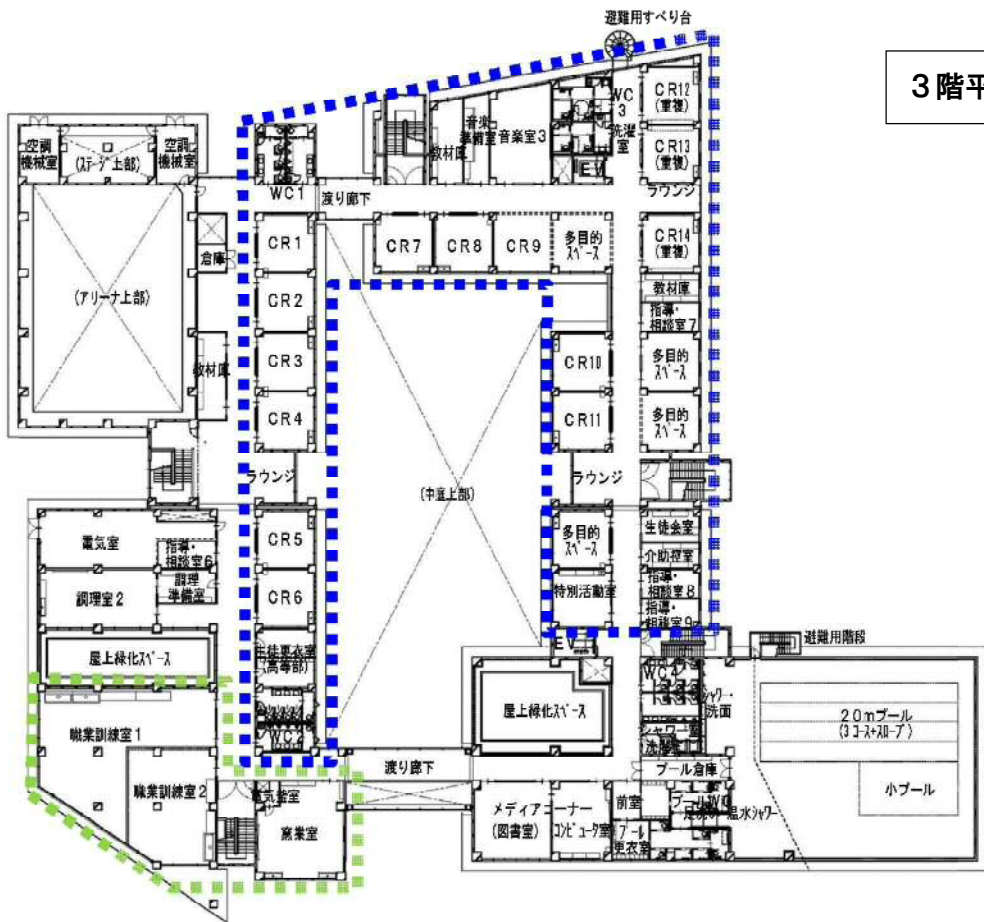
6.7. 平面計画及びゾーニング

- 児童生徒の生活・学習空間となる各部の教室ゾーンは、明るく開放的な中庭に面して配置し、良好な屋内環境を確保する。
- 小学部、中学部、高等部をそれぞれ階ごとに区分して配置することで、各部ごとにまとまりのあるわかりやすい構成とする。また、各部に配置した多目的スペースを普通教室に転用することで、将来の児童生徒数の増加に対応する。
- 職業訓練・作業学習ゾーンは、本校の特色として特別支援教育活動を地域社会に発信し、地域社会との連携交流を図りやすいように校舎正面に配置する。
- ランチルームや屋内運動場などの施設開放ゾーンを西側にまとめて配置することで、休日や夜間など学校運営とは独立した管理区分による施設利用を可能とする。

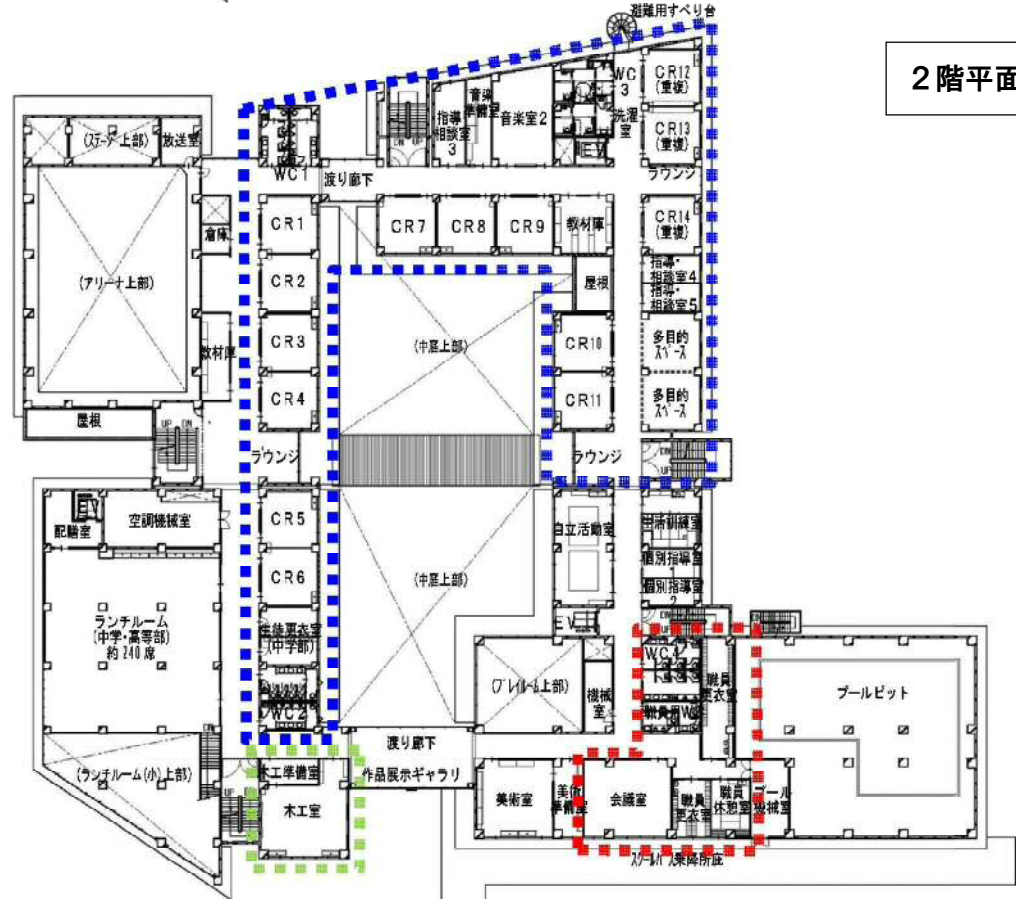
凡例



3階平面図

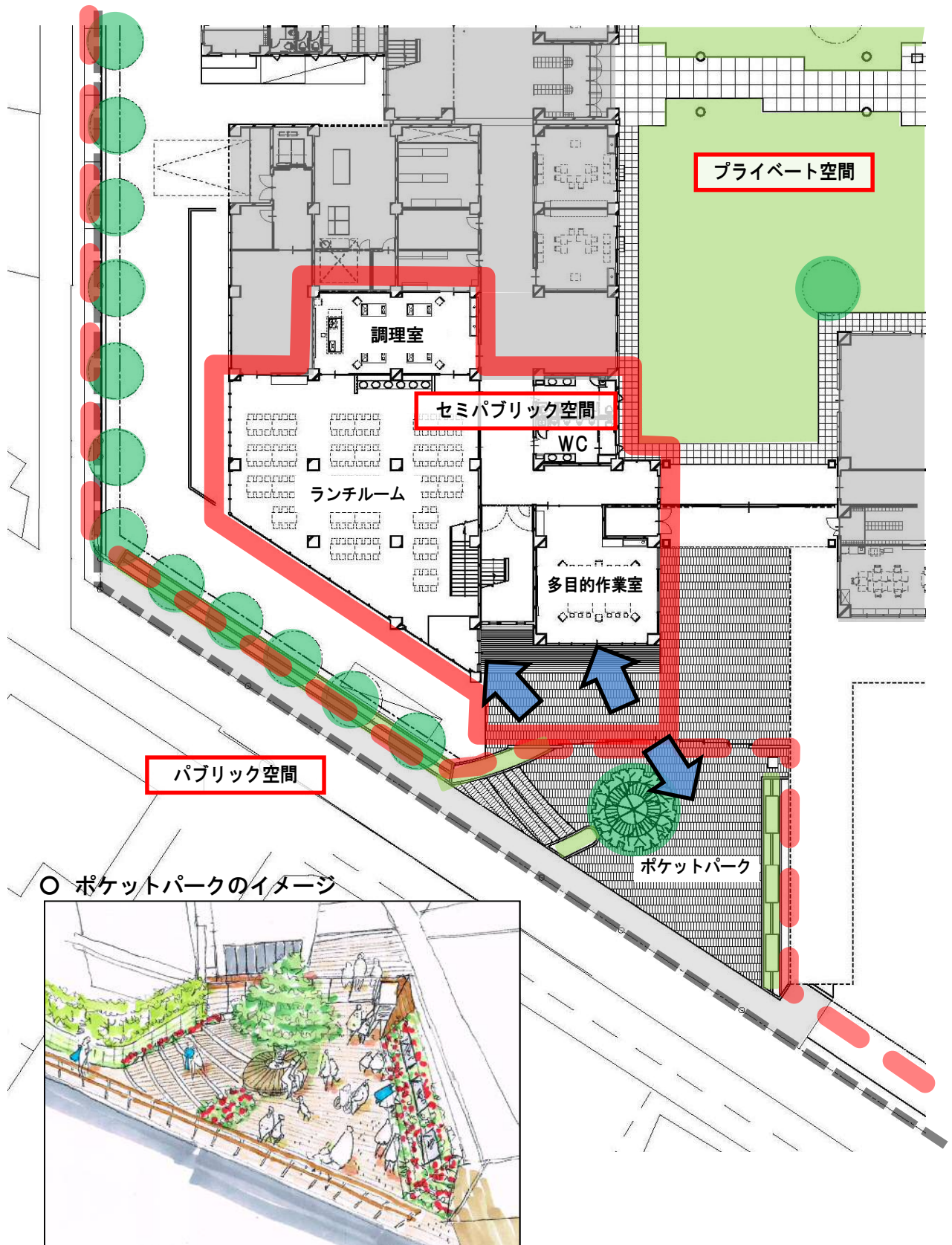


2階平面図



6. 8. セミパブリック空間等の利用イメージ

～多目的作業室・ランチルームにおける学習活動の展開例～



多目的作業室の空間イメージ

セミパブリックな空間として、外部とのつながりを保つため、ポケットパーク側に開放的な開口部を設ける。

地域社会での人とのコミュニケーションを学ぶ作業学習、職業訓練を展開するため、接客や販売、サービスなどの就労環境を多彩に設定できるシンプルなしつらえとする。



○ 空間利用の展開例

【多目的作業室】

児童生徒が、職業訓練実習や作業学習等で作成した製品や作品等を展示・販売する。児童生徒は、人々とのふれあいを通して地域社会とのつながりを学び、接客や販売等の実習を行う。



ショーウインドウや什器に、児童生徒の製品や作品等を展示したギャラリー

【ランチルーム】

近隣の小・中学校との交流授業や、学校開放等のイベントで接客などの実習を行う。

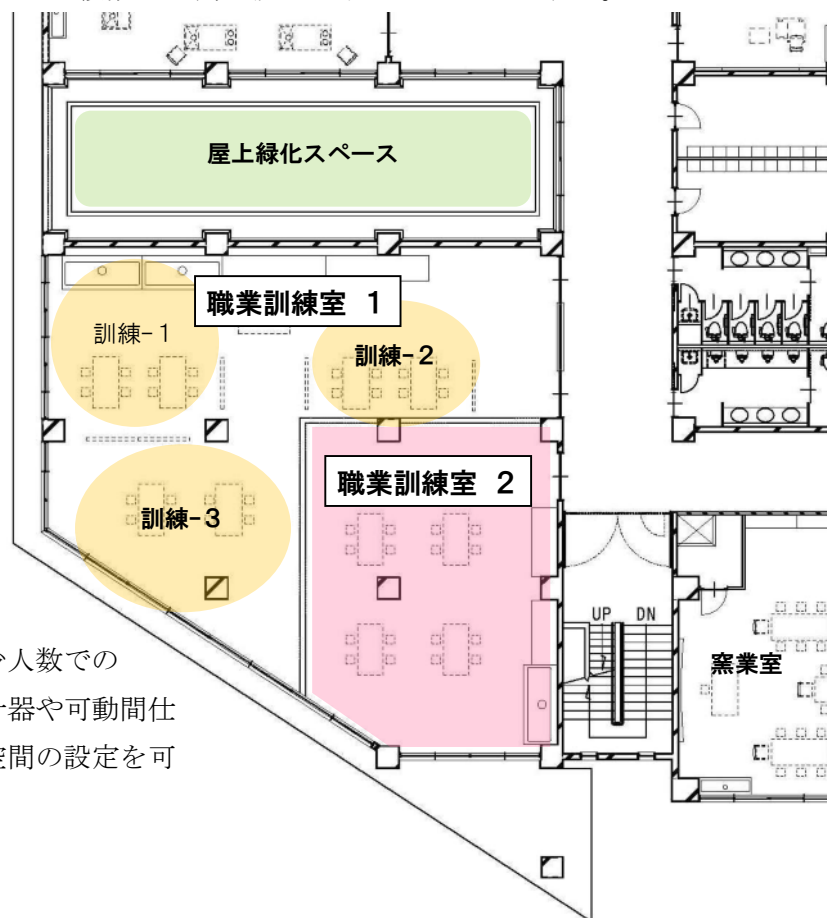


6.9. 職業訓練室のイメージ

生徒の社会的自立のため、職業人としての人材育成を図るさまざまな職業実習プログラムに対応する。

専門的な設備を配置するのではなく、時代や地域のニーズ、生徒の特性等に応じた多様な実習が可能となる可変性の高い空間とする。

作業内容ごとの防音性を考慮するとともに、パーティションで間仕切ること、さまざまな活動内容に応じた複数の空間が設定可能なしつらえとする。



【職業訓練室 1】

机上での作業、比較的少人数での作業に対応する。家具・什器や可動間仕切りにより、複数の作業空間の設定を可能とする。

【職業訓練室 2】

動きのある作業や、複数の生徒が共同で行う作業などに対応する。部品の製造や解体、縫製、商品陳列、清掃作業など、時代や地域のニーズに応じた多種多様な訓練が可能となるしつらえとする。



6.10. 外構及び周辺整備計画



7. 整備スケジュール

- 基本設計：平成 24 年 3 月～平成 24 年 8 月末
- 実施設計：平成 24 年 9 月～平成 25 年 4 月末
- 建設工事：平成 25 年 10 月～平成 26 年 12 月末（15 か月）
- 開 校：平成 27 年 4 月（予定）



8. 事業費（概算）

用地	57,000	千円
既設建物等とりこわし	99,000	千円
造成・擁壁	80,000	千円
調査・設計	139,000	千円
建築工事	3,080,000	千円
外構工事 ※建築外構を除く	40,000	千円
備品等	75,000	千円
全体事業費	3,570,000	千円